

## 太陽光余剰電力買取サービス でんきセット買取プラン 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様が、「太陽光発電設備電力受給（買取）契約要綱」（以下「買取要綱」といいます。）に基づき、出光興産株式会社（以下「当社」といいます。）と締結する電力受給契約と同一地点において、当社と電気需給契約を締結している場合に適用する特別プラン（以下「本プラン」といいます。）について定めるものです。

### 1. 総則

- (1) お客様は、本規約に加え、買取要綱に従って本プランを利用するものとします。なお、買取要綱が変更された場合には、変更後の買取要綱に従って本プランを利用するものとします。
- (2) 本規約に定めのないその他の事項については、買取要綱の定めによるものとします。なお、本規約が買取要綱の定めに抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。
- (3) 当社は、法令または買取要綱の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約を変更する場合があります。
- (4) 当社は、本規約を変更する際には、当社のウェブサイト等への掲載その他の方法によりお客様にあらかじめお知らせするものとし、変更後の規約は、ウェブサイト等に掲載することで変更実施日に効力を生ずるものとします。

### 2. 適用条件

以下の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合に、本プランを適用します。

- (1) 同一の暦月において、当社の電気需給約款（低圧）に基づき、当社と電気需給契約を締結していること。
- (2) 原則として、電力受給契約における受給設備の設置場所と電気需給契約における需要場所が同一であること。
- (3) 原則として、電力受給契約と電気需給契約の契約者が同一名義であること。

### 3. プラン内容

当社の「太陽光発電設備（低圧）からの電力購入単価」について、1キロワット時あたり2円（税込）を割り増します。

### 4. 適用開始日

- (1) 電力受給契約の申込み前に電気需給契約を締結している場合  
原則として、電力受給契約の受給開始日より、本プランを適用します。
- (2) 電力受給契約の申込みと同時に電気需給契約を締結している場合  
原則として、電力受給契約の受給開始日より、本プランを適用します。ただし、電気需給契約の開始日が受給開始日以降となった場合は、原則として、電気需給契約開始日以降の受給検針日より本プランを適用します。
- (3) 電力受給契約の申込み後に電気需給契約を申込む場合  
原則として、電力需給契約開始日以降の受給検針日より本プランを適用します。なお、この場合、お客様は、あらかじめ本プランの適用を当社に申込みいただきます。

## 5. 適用終了日

当社は、お客様が2（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本プランの適用を終了します。その場合の終了日は、以下のとおりとします。

(1) 電力受給契約を解約する場合

解約日に終了します。

(2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の次回検針日の前日に終了します。

### 附則

#### 1. 実施期日

本規約は、2019年11月1日から実施いたします。

2019年9月1日制定

2026年1月13日改定

出光興産株式会社